

補完的保護対象者認定申請者に対する支援（案内）

難民事業本部（RHQ）は経済的に困っている補完的保護対象者認定申請者への支援を行っています。

1. 対象者

支援を受けることができる方は、補完的保護対象者認定申請者（審査請求中を含む）のうち、本邦において生活困窮の度合いが高く衣食住に欠ける等、保護が必要と認められる方です。

（注1）①法務省において1回目の補完的保護対象者認定申請を行っている方、②法務省において1回目の補完的保護対象者認定申請に係る審査請求を行っている方、③2回目以上の補完的保護対象者認定申請を行っている方については、1回目の補完的保護対象者認定申請に対する不認定処分等について、裁判所において取消訴訟（第一審）を行っている方が支援の対象となります。

（注2）資産や収入のある方、働くことができる方、本人を扶養すべく、かつその能力を有する親族を有している方、公的扶助等を受給している方、その他保護措置を実施することが不相当と判断される方は、支援を受けることができない場合があります。

2. 支給内容

以下は、保護措置の許可が出た場合の支給内容です。
受給者によって支給内容が異なることがあります。

（1）生活費

大人12才以上 日額 2,400円
子供12才未満 日額 1,200円

（2）住宅費

支給される家賃には上限があり、家賃や居住人数により、支給額が異なります。また、支給は家賃のみで、諸経費は除きます。

（3）医療費

原則保険適用内の治療の実費。高額となる見込みのもの等、支給できない場合もあります。

3. 支給期間

保護費支給は原則4か月間です。

4. 問合せ先

難民事業本部 援護課
106-0047 東京都港区南麻布5-1-27
（1Fは飲食店）
東京メトロ日比谷線 広尾駅（H03）4番出口

TEL 0120-400-250（フリーダイヤル）
OPEN 9:30-12:30、13:30-17:00
土・日・祝休
（事前にお電話ください）

